

貨物運送取扱事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 営業報告書
事業実績報告書
- 手続根拠 : 貨物運送取扱事業法第52条第2項及び第55条第1項
貨物運送取扱事業法報告規則第2条
- 手続対象者 : 貨物運送取扱事業を営業者
- 提出時期 : 営業報告書
・ 毎事業年度（各事業者の決算期）の経過後100日以内
事業実績報告書
・ 前年4月1日から3月31日までの期間における貨物の取扱実績を
毎年7月10日まで
- 提出方法 : 事業の種類によって以下のとおり提出先（管轄）が異なります。（郵送可）

国土交通大臣の管轄（提出先）

- ・ 外航海運利用運送事業
- ・ 外国人外航海運利用（取次）運送事業
- ・ 国際航空利用（取次）運送事業
- ・ 外国人国際航空利用（取次）運送事業
- ・ 国内航空利用（取次）運送事業
- ・ 鉄道利用（取次）運送事業

報告書の経由（留意点）

- ・ 報告書の経由先として2通りありますが、 の事業者については国土交通大臣へ直接提出して下さい。

事業者（ 以外の事業者）

↓

所轄地方運輸局長

↓

国土交通大臣

事業者（外国人外航海運利用（取次）運送事業者又は外国人国際航空利用（取次）運送事業のみを営業者）

↓

国土交通大臣

地方運輸局長の管轄（提出先）

- ・ 外航海運運送取次事業
- ・ 内航海運利用（取次）運送事業
- ・ 自動車利用（取次）運送事業

報告書の経由（留意点）

- ・ 2通りあります。

事業者（自動車利用（取次）運送事業のみを経営する者）

↓

その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局陸運支局長

↓

所轄地方運輸局長

事業者（内航海運利用（取次）運送事業のみを経営する者）

↓

その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局又は海運監理部の海運支局長

↓

所轄地方運輸局長

主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等の判断

- ・ 当該者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局では、貨物運送取扱事業の資格を与えられていない場合

具体例 1：支社又は支店でのみ貨物運送取扱事業を行うため、支社又は支店所在地を管轄する地方運輸局で許可等を与えられている場合には、当該支社、支店を主たる事務所とします。

- ・ 経営する貨物運送取扱事業に係る運送機関の種類により、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局が複数となる場合

具体例 2：神戸市で内航海運と自動車の利用運送事業を行うような場合であり、内航海運については神戸海運監理部が、自動車については近畿運輸局が、それぞれ主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局となります。このような場合には、両局にそれぞれ一通ずつ報告書を提出します。

- ・主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局以外の地方運輸局に、別の運送機関に係る貨物運送取扱事業の資格を与えられているような場合

具体例 3：本社のある関東運輸局の管内で鉄道に係る利用運送事業を行い、近畿運輸局の管内の支店で内航海運の利用運送業を行っているような者の場合です。このような場合にも具体例 2 と同様に、内航海運については当該支店が主たる事務所といえるので、両局にそれぞれ一通ずつ報告書を提出します。

手数料：無し

添付書類・部数：事業の種類によって国土交通大臣又は地方運輸局長にそれぞれ一通提出します。また、営業報告書には、貸借対照表及び損益計算書を添付して下さい。

申請書様式：営業概況報告書

貨物運送取扱事業営業実績総括表
貨物運送取扱事業損益明細表

・ ・ 営業報告書

貨物運送取扱事業実績報告書
国際貨物運送仕向地別取扱量

・ ・ 事業実績報告書

外国人外航海運利用(取次)運送事業又は外国人国際航空利用(取次)運送事業に係る事項の記載は省略し、これらのみを経営する者にあつては、国際貨物運送仕向地別取扱量のみ作成して下さい。

記載要領・記載例：提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：国土交通省総合政策局複合貨物流通課

総合政策局複合貨物流通課 03 - 5253 - 8301

北海道運輸局貨物運送取扱事業課 011 - 290 - 2744

東北運輸局貨物運送取扱事業課 022 - 791 - 7532

関東運輸局貨物運送取扱事業課 045 - 211 - 7250

中部運輸局貨物運送取扱事業課 052 - 952 - 8039

近畿運輸局貨物運送取扱事業課 06 - 6949 - 6449

中国運輸局貨物運送取扱事業課 082 - 228 - 3438

四国運輸局貨物運送取扱事業課 087 - 835 - 6366

九州運輸局貨物運送取扱事業課 092 - 472 - 2530

沖縄総合事務局陸運第一課 098 - 866 - 0061

神戸海運監理部輸送課 078 - 321 - 3143

陸運支局輸送課及び海運支局 管轄する地方運輸局へお問い合わせ下さい。

受付時間：提出先へお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ。

3．手続情報

審査基準：-

標準処理期間：-

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）

第 1 号様式（第 2 条関係）

営 業 概 況 報 告 書

第 1 表（日本工業規格 A 列 4 番）

営 業 概 況 総 括 表

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

あて

住 所 _____
事 業 者 名（登 録 番 号） _____
代 表 者 名（役 職 名 及 び 氏 名） _____
運 送 機 関 の 種 類 _____

経営形態及び資本

経営形態 当該事項 を○で囲 むこと。	株式会社 組	合	資 本	資本の額又は 出資の総額	千円	株 式	額面株式 1 株の金額	千円
	有限会社 個	人		当 期 中 の 増 減 額	千円		発行する 株式の総額	株
	合名会社 地方公共団体			株主（社員又 は組合員）数	人		発行済株式 の 総 額	株
	合資会社 そ の 他							

主な株主（所有株式数の多い順に 1 0 名を記載すること。）

株 主 名	株 式 数 (%)	発行済株式総数 に対する割合 (%)	株 主 名	株 式 数 (%)	発行済株式総数 に対する割合 (%)

役員

	役 職 名	氏 名	常勤非常勤 の別	所有株式数(株)又 は出資の額(円)	発行済株式総数又は出資 の総額に対する割合(%)
取 締 役 (理事)等					
監 査 役 (理事)等					

経営している事業

事 業 の 名 称			従 業 員 数 (人)	営 業 収 入 (売上高) 構成比率(%)	事 業 の 名 称	従 業 員 数 (人)	営 業 収 入 (売上高) 構成比率(%)
貨物運送取扱事業	利用運送事業	外 航			兼 営 事 業		
		内 航					
		航 空					
		鉄 道					
		自動車					
	運送取扱事業	外 航					
		内 航					
		航 空					
		鉄 道					
		自動車			計		100%

備考 従業員数は、給料支払の対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算）の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とし、他事業と区別できない人員については、適正な基準により配分したものとすること。）

第2表(日本工業規格A列4番)

貨物運送取扱事業営業実績総括表

(年 月 日から 年 月 日まで)

住 所 _____

事業者名(登録番号) _____

運送機関の種類 _____

運送機関別営業実績

運送機関		事 項		第一種利用運送事業	第二種利用運送事業	運送取次事業	合 計
外 航 海 運	損 益	営業収益(千円)					
		営業費用(千円)					
		営業損益(千円)					
		営業利益率(%)					
	営業成績に影響を及ぼした重要事項						
内 航 海 運	損 益	営業収益(千円)					
		営業費用(千円)					
		営業損益(千円)					
		営業利益率(%)					
	営業成績に影響を及ぼした重要事項						
航 空	国 内	損	営業収益(千円)				
		損	営業費用(千円)				
		益	営業損益(千円)				
		益	営業利益率(%)				
	国 際	損	営業収益(千円)				
		損	営業費用(千円)				
		益	営業損益(千円)				
		益	営業利益率(%)				
	営業成績に影響を及ぼした重要事項						
	鉄 道	損 益	営業収益(千円)				
損			営業費用(千円)				
益			営業損益(千円)				
益			営業利益率(%)				
営業成績に影響を及ぼした重要事項							
自 動 車	損 益	営業収益(千円)					
		損	営業費用(千円)				
		益	営業損益(千円)				
		益	営業利益率(%)				
	営業成績に影響を及ぼした重要事項						

総合営業実績

		全 事 業
損 益	営業収益(千円)	
	営業費用(千円)	
	営業損益(千円)	
	営業利益率(%)	

備考 必要のない項目については、省略して様式を作成することができる。

第3号様式（第2条関係）

貨物運送取扱事業実績報告書

第1表（日本工業規格A列第4番）

貨物運送取扱事業実績総括表
（ 年度）住 所 _____
事業者名（登録番号） _____
運送機関の種類 _____

運送機関別事業実績

運送機関			事業の種類別			合計
			第一種利用運送事業	第二種利用運送事業	運送取次事業	
外航海運		F C L				
	取扱量(トン)					
内航海運	取扱量 (トン)					
航空	取扱量 (トン)	国内				
		国際				
鉄道	取扱量 (トン)	車扱				
		コンテナ扱				
		混載荷物扱				
		手小荷物扱				
	合計					
自動車	取扱量 (トン)					

総合事業実績

	利 用 運 送 事 業	運 送 取 次 事 業	合 計
取 扱 量 （トン）			

備考

- 1．必要のない項目については、省略して様式を作成することができる。
- 2．F C Lの欄には、コンテナ1個を単位として運送される大口貨物の量を記載すること。

第2号様式(第2条関係)(日本工業規格A列第4番)

貨物運送取扱事業損益明細表

(年 月 日から 年 月 日まで)

住 所 _____

事業者名(登録番号) _____

運送機関の種類 _____

利用運送事業損益明細表

(単位:千円)

営業収益	利用運送運賃・料金		
	附帯業務収入		
	・・・		
	・・・		
	雑収入		
合 計			
営業費用	利用運送事業費用	支払運賃・料金	
		人件費	
		物件費	
		保険料	
		施設使用料	
		租税公課	
		・・・	
		その他経費	
	一般管理費		
合 計			
営業損 益			
営業利益率 (%)			

運送取次事業損益明細表

(単位:千円)

営業収益	運送取次料金		
	附帯業務収入		
	・ ・ ・		
	・ ・ ・		
	雑収入		
合 計			
事業費用	運送取次事業費用	人件費	
		物件費	
		保険料	
		施設使用料	
		租税公課	
		・ ・ ・	
		・ ・ ・	
		その他経費	
	一般管理費		
合 計			
営業損益			
営業利益率（％）			

備考

1. 運送機関の種類ごとに作成するものとする。
2. 営業収益の部は收受運賃・料金(利用運送事業損益明細表の場合に限る。)、附帯業務収入、雑収入等収益の性質を示す適当な名称を付した科目に細分するものとする。
3. 営業費用の部は利用運送事業費用又は運送取次事業費用の部及び一般管理費の部に細分し、利用運送事業費用の部又は運送取次事業費用の部は支払・料金運賃(利用運送事業損益明細表の場合に限る。)、人件費、物件費等費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分し、一般管理費の部は他事業と区別できない共通費用を適正な基準により配分した額を記載するものとする。
4. 利用運送事業について、收受運賃・料金を営業収益と、支払運賃・料金を営業費用としない会計処理を行う場合は、その旨注記し、收受運賃・料金及び支払運賃・料金の額を別記すること。

第2表（日本工業規格A列4番）

国際貨物運送仕向地別取扱量

（ 年度）

住 所 _____

事業者名（登録番号） _____

運送機関の種類 _____

運送機関別取扱量

運送機関	事業の種類	事 項		仕 向 地					
				北 米	中 南 米	ヨーロッパ	ア ジ ア	豪 州	ア フ リ カ
外 航 海 運	第一種利用 運送事業	F C L							
		取 扱 量(トン)							
		比 率(%)							
	運送取次事 業	F C L							
		取 扱 量(トン)							
		比 率(%)							
	合 計	F C L							
		取 扱 量(トン)							
		比 率(%)							
国 際 航 空	第一種利用 運送事業	取 扱 量(トン)							
		比 率(%)							
	第二種利用 運送事業	取 扱 量(トン)							
		比 率(%)							
	運送取次事 業	取 扱 量(トン)							
		比 率(%)							
	合 計	取 扱 量(トン)							
		比 率(%)							

- 備考 1．必要のない項目は、省略して様式を作成することができる。
- 2．仕向地は、最終仕向地とすること。
- 3．比率は、合計量に占める仕向地ごとの取扱量の割合を記載すること。
- 4．F C Lの欄には、コンテナ1個を単位として運送される大口貨物の量を記載すること。